NEWSLETTER

個人情報保護・データ保護規制　各国法アップデート

個人情報保護・データ保護規制ニューズレター　　2024 年 11 月 20 日号

執筆者:
岩瀬 ひとみ
h.iwase@nishimura.com
五十嵐 チカ
c.igarashi@nishimura.com
菊地 浩之
h.kikuchi@nishimura.com
松本 絢子
a.matsumoto@nishimura.com
河合 優子
y.kawai@nishimura.com
菅 悠人
y.suga@nishimura.com
村田 知信
to.murata@nishimura.com

本ニューズレターでは、各国の個人情報保護・データ保護規制の主なアップデートのうち、2024 年 9 月及び 10 月のものを中心にご紹介する。

1. 日本

・ 2024 年 9 月 4 日、個人情報保護委員会は「個人情報保護法　いわゆる 3 年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見募集の結果を公表した。子どもの個人情報、課徴金制度、漏えい等報告、本人同意を要しないデータ利活用等の在り方に関する意見を中心に、延べ約 2,500 件の意見が寄せられた。

・ 2024 年 10 月 4 日、金融庁は「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を公表し、適用を開始した。これまでの検査・モニタリングの結果及び金融セクター内外の状況の変化を踏まえ、各監督指針・事務ガイドラインとは別に、更に詳細なガイドラインとして策定されたものである。サイバーセキュリティの観点から見たガバナンス、特定、防御、検知、対応、復旧、サードパーティリスク管理に関する着眼点について規定し、それぞれについて金融機関等において「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」を明確化している。

2. 米国

・ 2024 年 8 月 29 日、California Consumer Privacy Act（CCPA）を改正する法案がカリフォルニア州議会を通過したものの、同年 9 月 24 日に同州知事により拒否権が発動された。現行の CCPA では、16 歳未満の個人についての個人情報を売却又は共有する場合には事前にオプトイン同意（13 歳未満の個人については親権者等の同意）を得ることが事業者に義務付けられているところ、同改正案は、売却又は共有にあたって事前のオプトイン同意が必要となる対象年齢を 18 歳に引き上げ、また、対象者が 18 歳未満であることを事業者が現に認識している場合には事前にオプトイン同意を得ない限り個人情報を売却又は共有することを禁止するものであった。その他にも、同改正案は、18 歳未満の個人についての個人情報の取得、利用、開示に関して新たなオプトイン同意の取得義務を追加する等、18 歳未満の個人情報の保護を拡大するものであった。しかし、同州知事は、事業者に対して個人情報の取得時点において 18

歳未満の個人と成人とを区別して取り扱うよう求めることは CCPA の構造を根本的に変更するものであり、事業者と消費者との間のやり取りに予期せぬ悪影響を生じさせ得ることが危惧される等として、同改正案に対して拒否権を発動した。

・ 2024 年 9 月 19 日、カリフォルニア州において、California AI Transparency Act が成立した（2026 年 1 月 1 日発効予定）。同法は、生成 AI プロバイダーが自社のシステムを活用して AI コンテンツを作成することに関連して、一連の義務を課すものである。対象事業者は、毎月 100 万人以上の訪問者又はユーザーが存在し、州内で一般にアクセス可能な生成 AI システムを作成、コード化、又はその他の方法で生成する者である。対象事業者には、①一定の基準を満たす AI 検出ツールを、ユーザーに無料で提供すること、②対象プロバイダーの生成 AI システムによって作成又は変更された画像、動画、音声コンテンツ、又はそれらの組合せであるコンテンツに、マニフェスト開示を含めるオプションをユーザーに提供すること、③対象プロバイダーの生成 AI システムによって作成された画像、動画、音声コンテンツ、又はそれらの組合せであるコンテンツに潜在的な開示を含めること、④対象プロバイダーが、第三者のライセンシーがライセンスを受けた生成 AI システムを変更し、そのシステムが作成又は変更するコンテンツに同法で規定された開示を含めることができなくなったことを知った場合、ライセンシーの行為を発見してから 96 時間以内にライセンスを取り消すこと等が義務付けられている。同法に私的な提訴権（private rights of action）は規定されていないが、当該州法の違反については、1 件あたり 5,000 ドルの罰金が科され得る。

・ 2024 年 9 月 28 日、カリフォルニア州の包括的なプライバシー法である California Consumer Privacy Act（CCPA）について、センシティブデータ及び個人情報に関連する改正がなされた。同改正は 2 つの法案から成り、一つ目の法案では、CCPA に定めるセンシティブデータの定義が拡大され、“consumer’s neural data”（消費者の中枢神経系又は末梢神経システムの活動を測定することによって生成される情報で、非神経情報から推測されない情報）もセンシティブデータに該当することが明確化された。なお、コロラド州の Colorado Privacy Act も 2024 年 4 月に同様の改正がなされており、これに続くものといえる。また、二つ目の法案では、個人情報は、①紙の文書、印刷画像、アナログレコード、ビデオテープ等の物理的フォーマット、②テキスト、画像、音声、ビデオファイル等のデジタルフォーマット、③圧縮又は暗号化されたファイル、メタデータ、個人情報を出力できる AI システム等の抽象的なデジタルフォーマット等の形式を含むが、これに限定されない様々な形式で存在し得ることが明記された。この改正は、2025 年 1 月 1 日に発効する。

3. 欧州

・ 2024 年 8 月 28 日、欧州委員会は、EU 及び中国が新たな越境データ移転メカニズムの下における初の協議を開始したと発表した。

・ 2024 年 9 月 6 日、欧州委員会は、EU データ法に関する FAQ を公表した。同 FAQ では、EU データ法の適用対象や、データ保持者の該当性等、条文上明らかではない多くの論点について見解が示されている。

・ 2024 年 9 月 11 日、ドイツのデータ保護会議（DSK）は、資産取引における個人情報の取扱いについて

のガイドラインを公表した。同ガイドラインでは、資産取引の売主は買主への個人データの移転について GDPR32 条に従って適切な保護のレベルを確保されなければならない等、資産取引の各段階における個人情報の取扱いの指針が示されている。

・ 2024 年 9 月 12 日、欧州司法裁判所は（CJEU）は、信託会社を通じて投資ファンドの持分を間接的に保有する投資会社が、信託会社に対して、当該投資ファンドの持分を間接的に保有する全てのパートナーの氏名及び住所を開示するように要求した事案において、個人データの処理が、①GDPR6 条 1 項(b)が定める契約履行により正当化されるのは、当該個人データの処理が客観的に不可欠であり、かつ処理が行わなければ契約の主たる目的が達成できない場合に限られるところ、当該契約が他の持分保有者への個人データの開示を明示的に禁止している場合には正当化されないこと、②GDPR6 条 1 項(f)が定める正当な利益によって正当化されるのは、当該処理が正当な利益を達成するために真に必要な場合、及び全ての関連事情を考慮した上で、当該パートナーの利益又は基本的な権利及び自由が当該正当な利益を上回らない場合に限られること、③GDPR6 条 1 項(c)が定める法的義務によって正当化されるのは、当該処理が、管理者が従う法的義務の遵守に必要な場合であって、当該加盟国の判例法が明確かつ正確であり、その適用が適用を受ける者にとって予測可能であり、かつ公共の利益の目的を達成し、それに比例する場合に限られるとの判決事項を含む判決を下した。

・ 2024 年 9 月 14 日、欧州委員会は、EU 域内に所在するデータ輸出者が、EU 域外に所在する GDPR の域外適用を受けるデータ輸入者に対して個人データを移転する場合に利用することができる Standard Contractual Clauses（標準契約条項、SCC）を公表した。同 SCC の意見募集は、2024 年第 4 四半期に実施され、2025 年第 2 四半期に承認される予定である。

・ 2024 年 9 月 15 日、プライバシーシールドに代わる個人データの移転枠組みとなるスイスと米国との間のデータプライバシーフレームワーク（Swiss-U.S. DPF）に対する十分性認定が発効した。これにより、スイスから Swiss-U.S. DPF に参加する米国の組織に対して、特段の保護措置等を実施することなくスイスのデータ保護法の適用を受ける個人データを移転することが可能となった。

・ 2024 年 10 月 4 日、欧州司法裁判所（CJEU）は、適法性根拠を欠くデータ処理について、非財産的損害の賠償が求められた事案において、GDPR 違反それだけでは GDPR82 条 1 項の「損害」を構成せず、GDPR82 条 1 項は、懲罰的な措置ではなく、専ら補償的な性質であることから、侵害の重大性は GDPR82 条 1 項の損害賠償の指標にはならないとの判決事項を含む判決を下した。

・ 2024 年 10 月 4 日、欧州司法裁判所（CJEU）は、企業の設立登記を行う際に登記機関に提供した書類に個人データが含まれており、これらが一般に公開された場合における当該個人データの削除要求の可否が問題になった事案において、①開示の対象とならない個人データを含んでいたとしても、登記機関は当該情報の「管理者」にあたること、②管理者は、公開された個人データの削除を全面的に拒否することはできず、データ主体は、処理に対して異議を申し立てる権利及び削除を求める権利を有すること、③自然人による手書きの署名は、個人データに該当すること、④商業登記簿でオンライン公開されたことにより、データ主体が一定期間、自身の個人データに対する管理を失うことは、「非財産的損害」を引き起こすのに十分であること、⑤加盟国の監督当局が GDPR 第 58 条(3)(b)に基づき意見を述べた場合、管理者がその意見に沿って行動したとしても、GDPR 第 82 条(2)に基づく責任が免除される

ことはないとの判決事項を含む判決を下した。

・ 2024 年 10 月 4 日、欧州司法裁判所（CJEU）は、オンライン販売プラットフォームにおける医薬品販売が問題となった事案において、①GDPR 第 8 章の規定は、事業者が、不正競争行為の禁止を根拠とする主張に加えて、競合他社による GDPR の実質的規定の侵害を民事訴訟等を通じて主張する権利を付与する国内法令を排除するものではないこと、②オンライン販売プラットフォームで薬局専売の医薬品を注文する際に提供される顧客のデータは、GDPR 第 4 条（15）及び第 9 条の「健康データ」に該当するとの判決事項を含む判決を下した。

・ 2024 年 10 月 4 日、欧州司法裁判所（CJEU）は、 スポーツ連盟である KNLTB が、会員の個人データを開示したことについて「正当な利益」（GDPR6 条 1 項）があるか否かが問題となった事案において、当該処理（開示）が正当な利益の目的のために必要不可欠であり、すべての関連する状況に照らして、会員の利益又は基本的権利及び自由がその正当な利益に優先しないといえる場合にのみ、その管理者が追求する正当な利益の目的のために必要であるとみなすことができるとの判決事項を含む判決を下した。

・ 2024 年 10 月 4 日、欧州司法裁判所（CJEU）は、ソーシャルネットワーク Facebook のユーザーである Maximilian Schrems 氏と、Meta Platforms Ireland Limited（旧 Facebook Ireland Limited）との間で、同社が当該ユーザーの個人データを違法に処理したとされる事案に関連して、①個人データの最小化の原則は、オンラインソーシャルネットワークプラットフォームの運営者のようなデータ管理者が、データ主体又は第三者から取得した個人データを、そのプラットフォーム内外のいずれで収集したかにかかわらず、ターゲット広告の目的で時間制限なく、かつデータの種類に区別なく集計、分析、処理することを禁止していること、②公開討論の場で個人が自らの性的指向について発言したという事実だけでは、オンラインソーシャルネットワークプラットフォームの運営者が、当該人物の性的指向に関するその他のデータを集計・分析して、パーソナライズされた広告を提供することを許可するものではないということを含む、GDPR 第 5 条第 1 項(c)並びに第 9 条第 1 項及び第 2 項(e)等の解釈に関する判決を下した。

・ 2024 年 10 月 7 日、欧州データ保護評議会（EDPB）は、フィンガープリンティング等への e プライバシー指令 5 条 3 項の適用範囲を明確にするためのガイドラインを発表した。同ガイドラインでは、5 条 3 項の適用における重要な要素である「加入者又はユーザーの端末機器」、「アクセス権の獲得」、「情報及び保存された情報の保存」について、詳細に分析している。

・ 2024 年 10 月 9 日、欧州データ保護評議会（EDPB）は、正当な利益（GDPR6 条 1 項(f)）に基づく個人データの処理に関するガイドラインの意見募集を開始した。同ガイドラインは、EDPB の前身である 29 条作業部会による正当な利益に関するオピニオンで示された、正当な利益に依拠することができるためのアセスメントの 3 基準（①管理者又は第三者の正当な利益、②処理の必要性、③データ主体の利益を上回らない）について、詳細に考慮要素を示し、子どもの個人データの処理や、ダイレクトマーケティング目的での個人データの処理等、個人データの処理の類型毎に、正当な利益に依拠できるか検討を行っている。

・ 2024 年 10 月 18 日、NIS2 指令が全面的に施行された。NIS2 指令は、エネルギー、運輸、医療等の分野を含む、EU 域内の重要事業体に対するサイバーセキュリティ要件の範囲を拡大し、新たなリスク管理対策、報告義務及び不遵守に対する厳格な制裁措置を規定している。また、欧州委員会は、2024 年 10 月 9 日、NIS2 指令に基づく重要事業体及びネットワークのサイバーセキュリティに関する初の実施規則を採択した。この実施規則は、リスクレベルに見合ったセキュリティを確保するために、クラウドコンピューティングやソーシャルネットワーキングプラットフォーム等のデジタルサービスプロバイダーに求められる技術的及び方法論的な要件を規定している。この規則では、50 万ユーロ又は年間売上高の 5%を超える金銭的損失、死亡、健康被害、不正アクセス等の重大なインシデントの基準を定義しており、DNS サービスプロバイダーやクラウドコンピューティングサービスプロバイダー等の特定の事業体については、サービスの利用不可や影響を受けるユーザー数等の要因を考慮して、インシデントの基準が個別に設定される。

4. 中国

・ 2024 年 9 月 30 日、「ネットワークデータ安全管理条例」が正式に公布された。2025 年 1 月 1 日より施行される予定である。同条例は、「中華人民共和国個人情報保護法」における告知と同意、個人の権利行使に関する規定について詳細に定めている。また、重要なデータの安全を確保するための規定を策定し、データの越境移転メカニズムを構築している。さらに、ネットワークプラットフォームサービス提供者の義務についても特別な規定が設けられており、ネットワーク安全管理業務を行う当局の職責と役割分担を明確にしている。

・ 2024 年 10 月 8 日、国家発展改革委員会等 6 部門が共同で「国家データ標準体系構築ガイドライン」を発表し、データ標準体系構築の方針と目標を示した。同ガイドラインに基づき、中国は 2026 年末までに、データ流通基盤、データ管理、トレーニングデータセット、データ資源の価格設定、企業データの取引パラダイム等の分野で、30 項目以上の国家標準を策定・改訂する予定であり、標準適用のモデルケースや検証・応用サービスプラットフォームの構築、データ管理やサービス能力評価を行う第三者機関の育成も進められる。同ガイドラインでは、データ標準体系のフレームワークも示されており、組織的支援の一環として全国データ標準化技術組織の設立や、関連業界・地方とのコミュニケーションや協力強化が促されている。

・ 工業及び情報化部により、「工業及び情報化分野におけるデータ安全事件応急予案（試行）」が、2024 年 10 月 31 日に公布され、11 月 1 日に施行された。同予案は、デジタル経済の発展及びデータ規模の拡大に伴う安全リスクの増大を背景に策定されたものであり、工業及び情報化部は、同予案を通じてデータ安全事件への応急管理体制を整備し、事件への対応能力を向上させ、国家の安全、公共の利益、正当な権益の保護を目指している。
同予案は、工業及び情報化分野におけるデータ安全事件対応業務の指導的政策文書として位置付けられており、工業及び情報化分野におけるデータ安全応急処置業務の組織体制を定め、データ安全事件の対応にあたる機関の構成及び責任を規定すること、データ安全リスクの監視及び警告業務の具体的な流れと要件を明示すること等の 8 つの重要事項を明確にしている。また、付録として事件報告や応急措置のテンプレートが提供されている。

5. 台湾

・ 2024 年 10 月 4 日、社会福祉財団法人を管轄する衛生福利部は、台湾個人情報保護法 27 条 3 項の授権に基づき、「社会福祉財団法人の非公務機関による個人情報ファイル安全保護計画実施弁法」を公布・施行した。同弁法 3 条によれば、財団法人のうち、主務機関が財団法人法 24 条 3 項に基づき定める財産総額又は年間収入が一定金額に達する財団法人について、同弁法に従い個人情報ファイルに係る安全保護計画、及び業務終了後の個人情報の取扱規則を制定しなければならない。

6. ベトナム

・ 2024 年 9 月 24 日、公安省が個人情報保護法の草案を公表しパブリックコメントを募集した。当該草案は、基本的には現在施行されている個人情報保護に関する政令の規制内容を引き継ぎ法律化するものであるが、広範すぎる影響評価実施義務等の同政令の問題点は解決されておらず、むしろ規制を厳格化する方針で作成されたことが見受けられるものであった。当該草案には同法が 2026 年 1 月 1 日に発効すると規定されていたが、同日に同法が施行されることが決定されたわけではなく、当該日付はあくまで現時点の当局の目標を示すものに過ぎない。

7. タイ

・ 2024 年 8 月 21 日、デジタル経済社会省は、個人データ保護委員会の第 2 専門委員会が、個人データ保護法に違反した事業者に対して 700 万バーツ（約 3 千万円）の行政上の罰金を科したと発表した。当該事案の概要については、2024 年 9 月 9 日号のアジア & 個人情報保護・データ保護規制ニューズレターをご参照いただきたい。

8. マレーシア

・ 個人情報保護法の改正法が 2024 年 10 月 9 日にマレーシア国王に承認され、2024 年 10 月 17 日に公布された。当該改正法の概要については、2024 年 9 月 20 日号のアジア & 個人情報保護・データ保護規制ニューズレターをご参照いただきたい。

9. フィリピン

・ 2024 年 10 月 17 日、国家プライバシー委員会は、「子ども向けの透明性に関するガイドライン」の草案を公表し、パブリックコメントを募集した。同ガイドラインは、子ども向けに特別に企画された製品やサービス・子どもがアクセスする可能性が高い製品やサービスに関して、子どもの個人情報を処理するすべての個人情報管理者に適用されるものである。

10. サウジアラビア

・ 2024 年 9 月 14 日、個人データ保護法（2023 年 9 月 24 日施行、同法の概要については、2023 年 4 月 21 日号の中東ニューズレターを、同法施行規則の概要については、2023 年 10 月 12 日号の中東ニューズレターをご参照）の 1 年の猶予期間が経過し、同日より同法が事業者に完全適用されている。完全適用に伴い、データ AI 庁（SDAIA）より、下記のとおり、各種規則、ガイドライン等が改正・公表された。

① 国外移転規則の改正

2024 年 9 月 1 日、データ AI 庁は、国外移転規則の改正を公表した。改正前の同規則（2023 年 9 月 14 日施行）からの主な改正点は下記のとおりである。

・ 改正前は国外移転の適切な安全措置として、①法的拘束力ある共通ルール（Binding Common Rules：BCR）、②標準契約条項（SCC）、③認証の取得及び④法的拘束力のある行動規範（binding code of conducts）の 4 種が規定されていたところ、改正により④については削除された。

・ 改正前は適切な安全措置を講ずることができない場合についても、データ主体が当事者である契約の履行に必要な場合等については国外移転が可能との例外規定があったものの、改正により当該例外は削除された。

② 標準契約条項及び BCR に関するガイドラインの公表

2024 年 9 月 1 日、データ AI 庁は、標準契約条項を公表した。今回公表された標準契約条項では、移転元及び移転先が管理者及び処理者のいずれであるかの区分に応じて 4 通りの書式が準備される等、概ね EU で公表されている標準契約条項と類似している。

また、同日、データ AI 庁は、BCR に関するガイドラインも公表した。同ガイドラインは、グループ企業がサウジアラビア国外で BCR に違反した場合の責任の承諾等、BCR において定める必要がある内容を規定しており、概ね GDPR の拘束的企業準則と類似した内容が求められている。

③ その他規則及びガイドラインの公表

その他、データ AI 庁は、(a)データ保護責任者の選任に関する規則、(b)プライバシーポリシーの策定に関するガイドライン、(c)個人データの破棄、匿名化及び仮名化に関するガイドライン、(d)国内におけるデータ管理者の登録に関する規則、(e)個人情報の開示事例に関するガイドラインや(f)個人情報の取扱いの記録に関するガイドライン等を策定しており、これらの規則及びガイドラインは、個人データ保護法及び同法施行規則の条文、上記の①②等と共に、SDAIA の公式サイトにて公表されている。

11. カナダ

・ 2024 年 8 月 28 日、カナダのプライバシーコミッショナー（PCC）は、アメリカの連邦通信委員会（FCC）との間で、「民間セクターにおける個人情報保護法の施行における協力に関する覚書」を締結したと発表した。同覚書は、通信事業者は、デジタル化が進んでいる現代において、消費者から膨大な量の個人情報の提供を受けて、これらの情報を保有していることや、個人情報を国境を越えた複雑なネットワークを通じて送信していることを踏まえ、通信事業者に対してアメリカとカナダ両国のプライバシー法を遵守させることを目的として、相互に協力し、情報交換を行うとともに、プライバシー法に

関連する問題に対処するための規制や技術的取組みに関する知見を共有することを目的とするものである。

・ 2024 年 9 月 22 日、ケベック州の個人情報の保護に関する法律（2021 年 9 月 22 日成立）の一部の規定が施行された。同法は成立から 3 年以内に施行されることとなっており、今回いままで未施行だった残りの規定が施行されたことになる。同法に関する詳細は個人情報保護・データ保護規制ニューズレター（2021 年 10 月 27 日号、2023 年 11 月 14 日号）も参照されたい。今回施行される規定は、データポータビリティ権に関して企業に義務を課す規定である。同法において、データポータビリティ権は、申請者から直接又は間接的に収集された情報技術を用いて構成された個人情報（ただし、第三者によって作成又は推論されたものを除く。）を対象としており、かかる個人情報を保有する企業は、申請者から要求があった場合には、実務上重大な支障がある場合を除き、一般的に用いられる形式で、申請者、又は申請者の指定する第三者（かかる情報を収集することが法律上認められている者に限る。）に開示しなければならないこととされている（同法 27 条）。

12. メキシコ

・ 2024 年 9 月 6 日、The National Institute for Transparency, Access to Information and Protection of Personal Data（INAI）は、個人データ保護分野における個人認証のガイドラインを承認する協定に署名した。同ガイドラインは、INAI が個人認証機関として認証スキームの運用を確実に実施できるよう、その条件、原則等を確立することを目的としている。

13. アルゼンチン

・ 2024 年 9 月 16 日、データ保護当局（AAIP）は、人口知能（AI）の責任ある利用に関する個人データの透明性と保護について、官民の事業者に対するガイドを公表した。同ガイドは、自動意思決定システムに基づく技術、特に人口知能（AI）を組み込んだ技術について、その基本的人権に与える影響及び規制や制度の面から、これらの課題にどのように取り組むべきかについて考察を加えており、同ガイドの対象、AI の定義や特徴･課題、事業者の義務等を規定している。

14. コロンビア

・ データ保護当局（SIC）は、人工知能（AI）システムを通じて処理される個人データに関するガイドラインを定めた 2024 年第 2 号外部通達を公表した。同通達は、個人データを処理するに際しての安全な環境の確保の重要性、プライバシー影響評価、個人情報の所有者を特定することなく収集された情報の分析を可能にする差分プライバシー技術の利用に関する推奨事項等を規定している。

・ 2024 年 10 月 4 日、情報通信技術省（MICT）は、情報セキュリティ・プライバシーモデル（MSPI）の更新を発表し、同年 10 月 14 日まで意見募集が行われた。MSPI は診断、計画、運用、パフォーマンス評価、継続的改善の 5 つのフェーズで構成されており、公共団体に対して、MSPI の導入の容易化やデジタル・セキュリティ戦略策定への貢献、デジタル・ガバメント方針に沿ったセキュリティの確立等を

目標として、デジタル・セキュリティを管理し、公共サービスの継続性を維持するためのガイドラインを提供している。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com